

明書等の書類をお渡しします。

・転校の手続き

税務住民課で転出の手続きを行ってください。

・教育委員会子ども教育課窓口へ

引越した後、都合により前の学校に通う場合、手続きが必要ですので教育委員会子ども教育課にご連絡ください。

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793

就学援助費制度

経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助を行います。

対象者 ・生活保護法による保護の停止または廃止された家庭

・保護者の職業が不安定で生活が困難と認められた方等

内容 学用品、修学旅行費等、小・中学校で必要な費用の一部

申請期間 4月中旬～6月末

(この期間以外でも随時受付をしますが、認定月は変わります。)

持ち物 就学援助費給付申請書(5月初旬に各家庭に配布)

申請 通学している学校に、経済状況・生活状況等をご相談ください。申請書に、申請理由等(就学が困難な理由)必要事項をご記入のうえ、通学している学校へ提出してください。

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793

教育支援センター(適応指導教室)

学校に行けない、行くのがつらい、集団に入りにくい等で、つらい思いをしていませんか。ありのままの自分でいられる場所で、ゆっくりと気持ちを楽にしてみませんか。教育支援センター(適応指導教室)では、心理的・情緒的な理由で学校に行けない子ども(小・中学生)たちを対象に、子どもたちの通級を受け入れています。また、不登校等で悩んでいる子どもや保護者、先生を対象に面接相談や電話相談も行っています。不安に思っていることや困っていること等をお聞かせください。子どもたちの健やかな成長を願って、一緒に考えさせていただきます。

問い合わせ 奥伊勢教育支援センターおくいせ教室

(佐原1019番地 就業改善センター内) ☎82-3901

子ども教育課 ☎82-3793